

実地指導時の主な指摘・指導事項

○共通事項【全サービス共通】○

	指摘項目	指摘内容
1	介護給付費の額に係る通知等	法定代理受領により市町村から介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費の額（明細）を通知すること。
2	勤務体制の確保等	従業者の勤務体制は、指定障害福祉サービス事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明らかにすること。
3	掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
4	内容及び手続の説明及び同意	各サービスの重要事項説明書・契約書に、記録の保存年限（サービス提供の日より5年間）を追記すること。

○共通事項【入所・通所サービス共通】○

	指摘項目	指摘内容
1	身体拘束等の禁止	利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」）を行ってはならない。緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置し、身体拘束等廃止に向けて積極的に取り組むこと。 ただし、緊急やむを得ない場合と判断し、身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組みその他必要な事項を記録すること。 また、身体拘束等の廃止のための研修を定期的実施すること。
2	衛生管理等	循環式浴槽を使用している場合、レジオネラ症感染に対し、以下の対策を講じること。 (1)浴槽水を毎日換水している場合は、水質検査を年1回以上実施すること (2)浴槽水は、毎日の完全換水が原則であるが、これにより難しい場合でも、最低でも1週間に1回以上完全換水し、清掃すること (3)定期的に貯湯槽の清掃及び消毒を行うこと (4)浴槽水残留塩素濃度を頻繁に測定し、記録すること。なお、濃度は通常0.2～0.4mg/L程度に保ち、最大1.0mg/Lを超えないよう努める等適切に管理を行うこと (5)ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄し、併せてろ過器及び循環配管内に付着する生物膜等を適切な消毒方法で除去すること（年に1回程度は循環配管内の生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合には除去することが望ましい） (6)集毛器の清掃は毎日行うこと
3	非常災害対策	非常災害対策の計画に、風水害を考慮した内容を追加し、充実させること。 また、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。
4	利用者負担額等の受領	利用者から徴収する「その他日常生活費」については、以下(1)～(3)の点を満たした重要事項説明書等で利用者に事前に説明を行い、その同意を得た上で、必要に応じて徴収すること。 (1)品目の内訳が明らかであること (2)画一的に徴収していないこと (3)実費相当であること また、利用者負担に係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った利用者に対し交付すること。
5	個別支援計画の作成	サービス管理責任者は、個別支援計画の原案を作成した際には、作成に係る会議（利用者に対するサービス提供に当たる担当者等を招集して行う会議）を開催し、当該原案の内容について意見を求め、その内容を明らかにすること。 また、計画の実施状況についてモニタリングを行った場合は、その結果を記録し適切に保管するとともに、少なくとも6ヶ月に1回以上計画の見直しの検討を行っていることを明らかにすること。

○共通事項【通所系・訪問系サービス共通】○

	指摘項目	指摘内容
1	サービスの提供の記録	サービスを提供した際は、サービスの提供日、具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録するとともに、サービスを提供したことについて利用者等から確認を受けること。

○共通事項【通所系サービス共通】○

	指摘項目	指摘内容
1	欠席時対応加算	欠席時対応加算の算定にあたって、連絡の日時、利用者の状況及び相談援助の内容等の記録が不十分なケースが見受けられた。 当該加算は、従業者が利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に算定できることから、今後は当該援助を行った日時、対応者及びその内容を記録したものに対して算定すること。
2	欠席時対応加算	欠席時対応加算は、利用者(入所者除く。)があらかじめサービスの利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に算定できるが、それ以前から中止が決まっているケースについて、当該加算を算定していた。 自主点検のうえ、要件を満たしていないケースについては当該加算の介護報酬を返還すること。

○居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護○

	指摘項目	指摘内容
1	通院等介助の算定(身体介護を伴う場合)	通院等介助(身体介護を伴う場合)の算定にあたり、ヘルパー自らが運転をしている時間及び院内介助時間は報酬算定時間から除いて請求をすること。 * 院内の移動等の介助は基本的には院内スタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。
2	居宅介護計画の作成	居宅介護等計画書には、サービス全体にかかる時間ではなく、サービスの具体的内容と、それにかかる所要時間、日程等を記載すること。
3	2人の居宅介護従業者による居宅介護の取扱い等	2人の居宅介護従業者が入浴などの身体介護を提供する場合は、居宅介護計画等において、その必要性を明らかにすること。
4	初回加算	初回加算は、新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回又はその月に、居宅介護を提供又は居宅介護に同行した時等に算定できることから、初回訪問時に居宅介護計画等が作成されていないケースについては当該加算を算定することはできない。当該加算を算定したケースについて自主点検し、算定できないケースについては、当該加算の介護報酬を返還すること。
5	緊急時対応加算	緊急時対応加算の算定にあたっては、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内にサービスを行ったことが分かるよう、要請のあった場合はその時間を明らかにすること。
6	特定事業所加算	特定事業所加算(Ⅱ)の算定にあたっては、全ての従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定すること。 また、サービスの提供にあたって、サービス提供責任者が担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始していることを明らかにすること。
7	夜間早朝・深夜加算	夜間早朝・深夜加算の算定にあたって、サービス開始時刻が加算の対象となる時間帯に提供する必要があると判断される場合は、居宅介護計画等においてその必要性を明らかにすること。

○生活介護○

	指摘項目	指摘内容
1	欠席時対応加算	欠席時対応加算について、障害者支援施設に入所しながら当該施設の生活介護を利用する者には当該加算を算定することはできない。自主点検のうえ、算定できないケースについては当該加算の介護報酬を返還すること。
2	食事提供体制加算	指定障害者支援施設に併設する短期入所事業所を利用する利用者が、日中活動として当該施設と同一敷地内にある生活介護事業所を同日に利用し、食事提供をどちらの事業所からも受ける場合、食事提供体制加算は、一方の事業所において算定すること。 自主点検のうえ、当該加算を両方の事業所から算定しているケースについては、過分に算定した介護報酬を返還すること。
3	福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)の算定にあたっては、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士等である従業者の割合が100分の25以上であることが分かる資料を整備すること。
4	送迎加算	送迎加算(Ⅰ)の算定にあたっては、毎月、算定に必要な要件(原則として、暦月平均で1回の送迎につき定員の100分の50以上の利用者が利用し、かつ週3回以上の送迎を実施していること)を満たしていることが分かる資料を整備すること。
5	リハビリテーション加算	リハビリテーション加算の算定にあたっては、リハビリテーション実施計画の定期的な評価について、初回の評価は、概ね2週間以内に行うこと。

○短期入所○

	指摘項目	指摘内容
1	緊急短期入所受入加算	緊急短期入所受入加算(Ⅰ)の算定にあたっては、緊急利用した理由、期間、緊急受け入れ後の対応などの事項を記録するとともに、利用の連絡があった日を明らかにすること。

○就労継続支援A型・就労継続支援B型○

	指摘項目	指摘内容
1	就労継続支援A型(B型)計画未作成減算	就労継続支援A型(B型)計画の作成後、モニタリング及び6月に1回以上計画の見直しが行われていない期間が見受けられた。 自主点検のうえ、当該ケースについてサービス提供を行った月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間について給付費を返還すること。
2	施設外就労加算	施設外就労加算の算定にあたっては、下記の事項に留意すること。 ・就労継続支援計画に施設外就労に関する事項(内容、訓練目標など)を含めること ・事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行った際には、その内容を明らかにすること ・施設外就労先の企業とは、請負作業に関する契約を締結すること ・緊急時の対応を検討すること

○施設入所支援○

	指摘項目	指摘内容
1	重度障害者支援加算(Ⅱ)	重度障害者支援加算(Ⅱ)の算定にあたって作成する支援計画シートについて、「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」(平成26年3月31日障障発0331第8号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長発出)にある「(参考1)支援計画シート(例)」及び「(参考2)支援手順書兼記録用紙(例)」を参考に、内容を充実させること。
2	栄養マネジメント加算	栄養マネジメント加算は、栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日から算定できるが、同意日より前に算定しているケースが見受けられた。 自主点検のうえ、算定できないケースについては、当該加算の介護報酬を返還すること。
3	経口維持加算(Ⅰ)	経口維持加算(Ⅰ)は、原則として、入所者又はその家族の同意を得られた日から起算して180日以内の期間に限り算定できる。180日を超える場合は、造影撮影又は内視鏡検査により、引き続き誤嚥が認められ継続して特別な栄養管理が必要であるものとして医師又は歯科医師の指示がなされる必要があり、当該指示はおおむね一月ごとに受ける必要があるが、当該指示が確認できなかった。 自主点検のうえ、算定できないケースについては、当該加算の介護報酬を返還すること。

○共同生活援助○

	指摘項目	指摘内容
1	入院時支援特別加算・長期入院時支援特別加算	入院時支援特別加算の算定にあたって、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った際には、その支援内容を記録すること。
2	帰宅時支援加算・長期帰宅時支援加算	帰宅時支援加算の算定にあたって、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握した際には、その内容を記録すること。

○児童発達支援・放課後等デイサービス○

	指摘項目	指摘内容
1	児童発達支援管理責任者欠如減算	人員基準で配置すべき1人以上の専任かつ常勤の児童発達支援管理責任者が配置されていることを明らかにすること。 自主点検のうえ、児童発達支援管理責任者が専任で配置されておらず基準を満たさないことが明らかなケースについては、当該加算の介護報酬を返還すること。
2	家庭連携加算	家庭連携加算の算定にあたって、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得ていること、相談場所及び相談相手を明らかにすること。
3	関係機関連携加算(Ⅰ)	関係機関連携加算(Ⅰ)は、障害児が日々通う小学校、特別支援学校、放課後児童クラブ等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し、関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に算定できる。 他の障害児通所支援事業所等との連携については加算の対象とはならないため、自主点検のうえ、算定できないケースについては当該加算を返還すること。